

山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例
新旧対照表（第一条関係）

新	旧
<p>(就労) 第一百八十条 略 2 略 3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。</p>	<p>(就労) 第一百八十条 略 2 略</p>
<p>(賃金及び工賃) 第一百八十一条 指定就労継続支援A型事業者は、第一百七十九条第一項の規定による利用者（次項において「利用者」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。 2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにならなければならない。 3 指定就労継続支援A型事業者は、第一百七十九条第二項の規定による利用者（次項及び第五項において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。 4 略 5 第三項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれ</p>	<p>(賃金及び工賃) 第一百八十一条 指定就労継続支援A型事業者は、第一百七十九条第一項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。 2 指定就労継続支援A型事業者は、第一百七十九条第二項の規定による利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。 3 略 4 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれ</p>

れに対し支払われる一月**当たり**の工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

6 賃金及び第三項に規定する工賃の支払いに要する経費は、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第八十五条 略

(運営規程)

第八十五条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)
並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 六 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び第八十一条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- 七 通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たつての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策

れに対し支払われる一月**あたり**の工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第八十五条 略

十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

(準用)

第百八十六条 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十四条、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十九条から第九十一条まで、第九十三条から第九十五条まで、第百四十七条及び第百四十八条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第百八十五条の二」と、第二十二條第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百八十六条において準用する第百四十七条第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第百八十六条において準用する第百四十七条第二項」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百八十六条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第百八十六条において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第六十一条」とあるのは「第百八十六条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第百八十六条において準用する第

(準用)

第百八十六条 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十四条、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十九条から第九十五条まで、第百四十七条及び第百四十八条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第百八十六条において準用する第九十二条」と、第二十二條第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百八十六条において準用する第百四十七条第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第百八十六条において準用する第百四十七条第二項」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百八十六条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第百八十六条において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第六十一条」とあるのは「第百八十六条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第百八十六条において準用する第

二十一条第一項」七、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第一百八十六条において準用する第九十一条」七、同項第四号中「第七十六条第二項」とあるのは「第一百八十六条において準用する第七十六条第二項」七、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第一百八十六条」七

〵第九十五条中「前条」とあるのは「第一百八十六条において準用する前条」と読み替えるものとする。

二十一条第一項」七、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第一百八十六条において準用する第九十一条」七、同項第四号中「第七十六条第二項」とあるのは「第一百八十六条において準用する第七十六条第二項」七、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第一百八十六条」七、第九十二条中「第九十五条」とあるのは「第一百八十六条において準用する第九十五条」七

〵第九十五条中「前条」とあるのは「第一百八十六条において準用する前条」と読み替えるものとする。